

大和市木造住宅簡易耐震診断申込書

市 建築指導課

大和商工会議所 あて

年 月 日

木造住宅簡易耐震診断について、次のとおり申し込みます。

1 申請者 注) 住宅の所有者に限ります	住 所			
	氏 名			
	電話番号	— —		
2 住宅の居住者 注) 1と同じ場合は記入不要	住 所	大和市		
	氏 名			
	電話番号	— —		
3 住宅の所在地	大和市			
4 確認申請書の有無	有・無	確認年月日等	昭和 年 月 日	
			確認番号 第 号	
5 工事着手日	昭和 年 月 日（不明の場合は概略で可）			
6 検査済証の有無等	有・無	検査年月日	昭和 年 月 日	
7 木造住宅の概要	用 途	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 長屋 <input type="checkbox"/> 兼用住宅		
	階 数	地上 階	規 模	延べ面積 m ²
8 現地調査日	年 月 日 () 時 分			図面有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注) 太枠内を記入して下さい。又、裏面の注意事項を読んで頂いた上で申し込みをして下さい。

以下事務局使用欄	明細 p —	用途地域等	容積率/建ぺい率 地域 /
----------	--------	-------	------------------

上記のとおり簡易耐震診断の申し込みを受けて良いでしょうか。

受付	・ ・	起案者	担当	係長	課長
起案	・ ・				
決裁	・ ・				
受付番号	—	備考			

注意事項

1 木造住宅簡易耐震診断の内容について

- ①この耐震診断は、今皆様が住んでいる住宅の地震に対する安全性について「わが家の耐震診断と補強方法」（建設省住宅局監修）に基づき、**概略的な診断**を行うものです。住宅の1階部分の構造的な条件から、大地震の際に住宅が倒壊するかどうかを推定するものです。
- ②判定の結果によって、建築士等の専門家に精密診断及び具体的な補強・改修工事の設計を依頼することが望ましいです。この場合には設計費用が必要となりますので、依頼する建築士等と十分協議を行って下さい。
- ③耐震診断を行うにあたって、現場調査を実施します。この調査は住宅の劣化度を把握することが目的で目視の調査を中心に行います。**住宅の内部に立ち入り、天井裏や床下も簡略に調査しますので、住宅の内部に立ち入ることについて不都合がある場合には、その旨申し出て下さい。**その場合には、外部からの調査のみを行います。

2 この申請書と共に建物の平面図、外部仕上げ表を添付して下さい。

- ①平面図については、**住宅の各階の平面図を提出して下さい。確認申請書の副本が有る場合には、副本又はその写しで構いません。**副本が無い場合には、間取りの概略が把握できる程度の平面図を別紙の方眼紙にて作成し提出して下さい。
- ②仕上げ表については、住宅の屋根や外壁等の主な使用材料について、分かる部分で構いませんので**下記の表に記入して下さい。**

外 部 仕 上 げ 表		
部位	主 な 使 用 材 料	例
屋根		瓦、鉄板、スレート、波板
外壁		モルタル塗り、サイディング貼り、タイル貼り
基礎		鉄筋コンクリート、無筋コンクリート コンクリートブロック

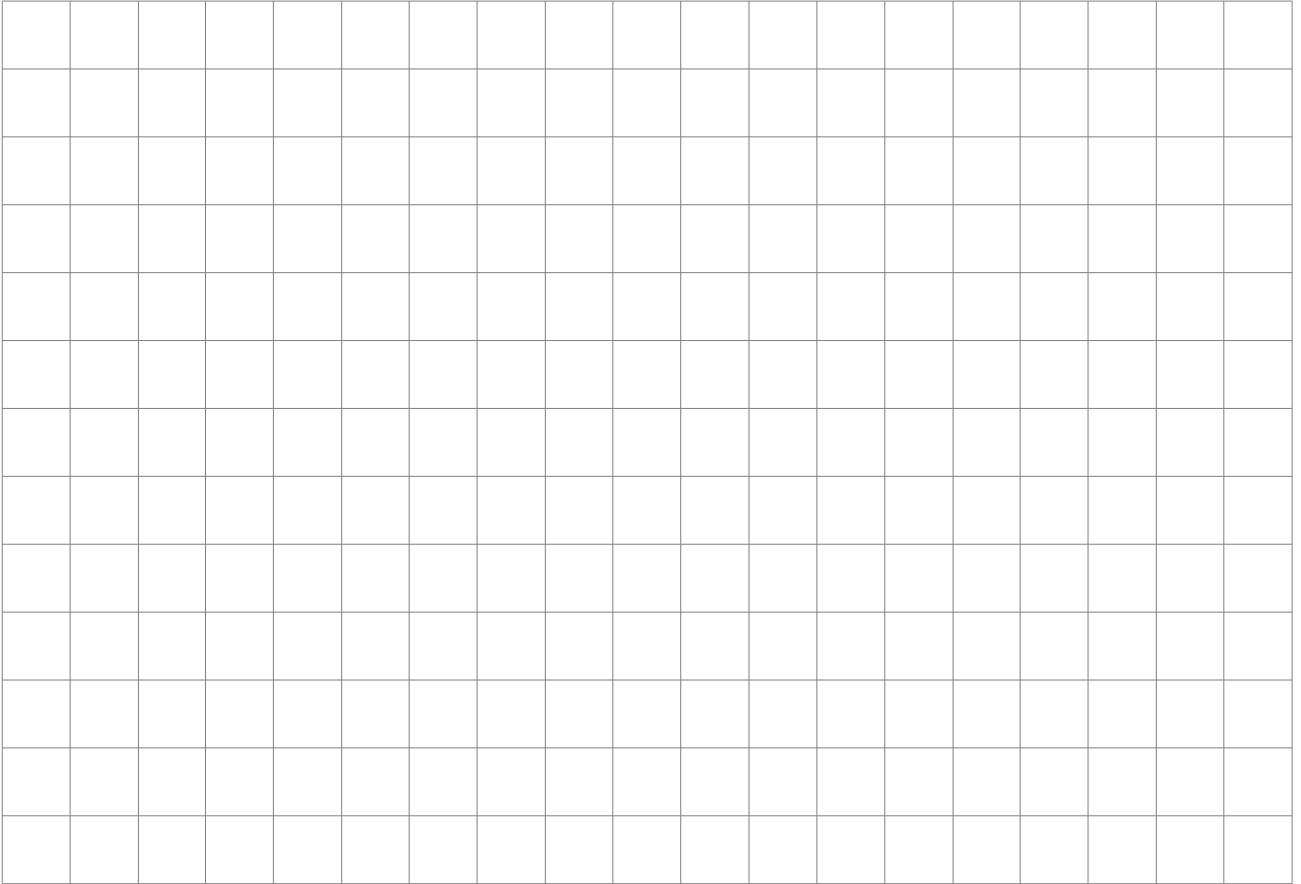
平成21年度より、簡易耐震診断事業は、大和市と大和市耐震化促進協議会との協働事業として実施いたします。市に申し込みされたものは市の職員が、商工会議所に申し込みされたものは促進協議会の会員が診断を実施いたします。いずれも同様の診断を行います。ご不明な内容等につきましては、下記までお問合せ下さい。

市役所 街づくり施設部 建築指導課
電話 046(260)5425

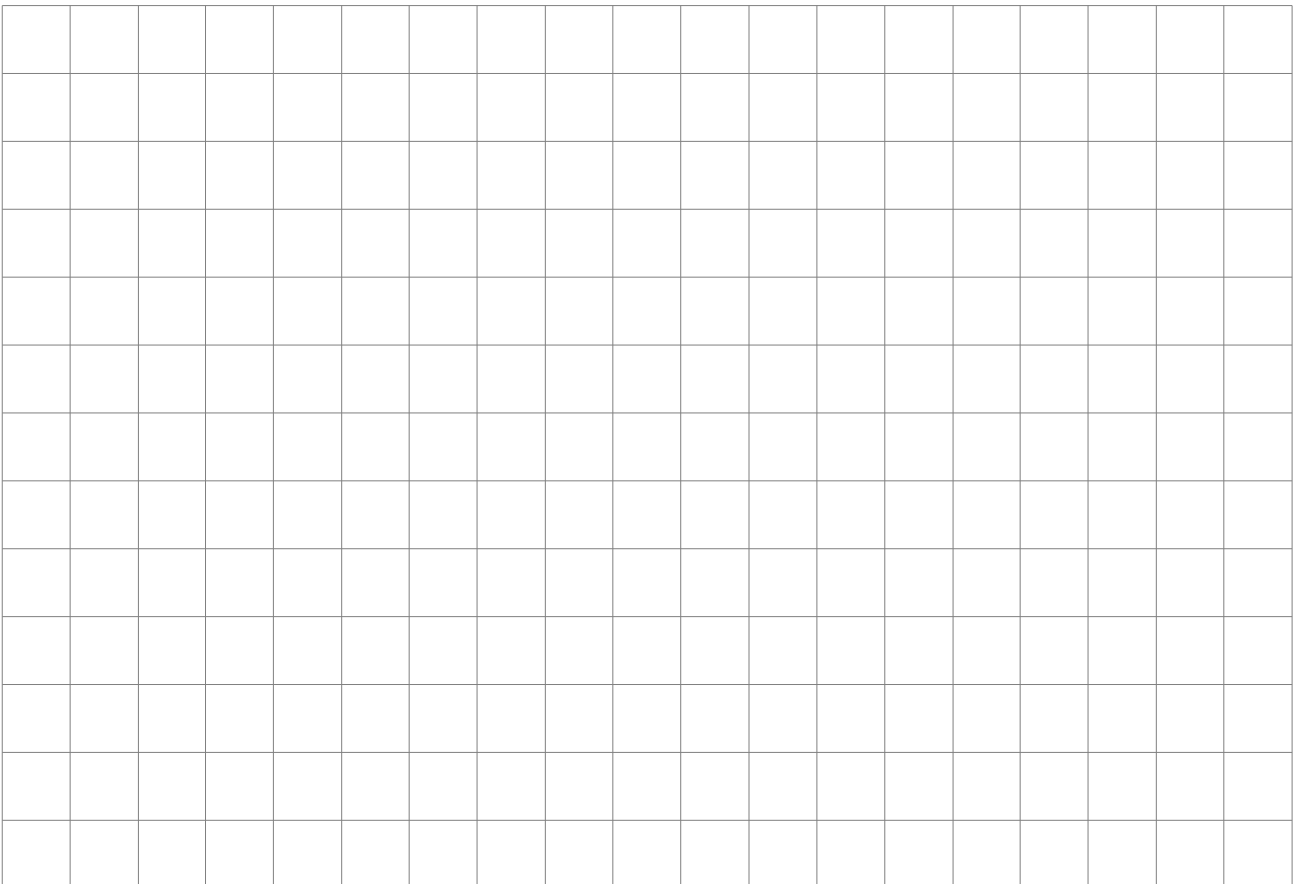


(三面)

1間 (182
cm)



1階平面図



2階平面図